

添付書類

平成30年度
(第3期事業年度)

監 事 監 査 報 告

独立行政法人自動車技術総合機構


平成30事業年度監事監査報告


令和元年6月25日

独立行政法人自動車技術総合機構

理事長 柳川 久治 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 古川 一美 

監事 中村 友理 

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合、交通安全環境研究所所議等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、出先機関である交通安全環境研究所、地方検査部や事務所（北陸信越検査部等11箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、自動車機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 本部

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告申請システム」により行われているが、同システムへの日々の入力が遅れている等、入力作業が適切に行われていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた管理が適切に行われていない事例が認められた。

(2) 交通安全環境研究所

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告申請システム」により行われているが、同システムへの日々の入力が遅れている等、入力作業が適切に行われていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた管理が適切に行われていない事例が認められた。

(3) 地方検査部・事務所

- ① 契約関係帳票類において、予定価格調書における価格根拠が明確でない事例や、仕様書が適切に作成されていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコン等の使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた管理が適切に行われていない事例が認められた。

- ③ 現車審査作業について、外観検査時等における職員による車両操作など安全作業マニュアルが一部徹底されていない事例が認められた。
- ④ 並行輸入自動車、改造自動車に係る事前審査書面について、届出書類の一部不備、記載漏れとなっていた事例が認められた。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人太陽有限責任監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

III 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を確実に実施している。また、国の施策に対して自動車機構が一体となって貢献を行っていくため、自動車機構内に設置した技術戦略本部において統合による効果の効率的な創出とその効果の最大限発揮に向けて取り組んでおり、平成30年度においては、検査部門と研究部門、リコール技術検証部門の連携により、OBDスキャンツールを活用した検査の円滑な導入に向けた実証実験の実施、検査部門が保有する高度化検査情報のリコール技術検証業務への活用等に取り組んでいる。

以上の状況から、自動車機構の業務全般的には中期目標の着実な達成に向けて、平成30年度計画を効果的かつ効率的に実施していると認められる。

なお、平成28年度に判明した検査機器判定値の設定不備問題については、該当車両に対する確認検査への迅速な対応（平成31年3月末時点においてほぼ収束している状況）と並行して、自動車機構ならびに検査機器製作事業

者等による検査機器判定値を厳格に管理する体制を構築したところ、自動車機構職員の適切な判断行動により未然に防止した事例が出現するなど、当該体制が有効に機能していると認められる。しかしながら、本問題については、厳正かつ公正な自動車の審査業務を担う法人として「検査機器の保守・管理に対する意識の更なる醸成」、「再発防止の取組の持続と定着」が強く望まれることから、今後も主要事項として監視することとする。

IV 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、法人統合前及び統合後に発生した不適切な審査事案や検査機器判定値の設定不備問題等の顕在化したリスクへの対応を含めて、本部主導の下、自動車機構の業務が抱える課題の検討、必要な改善・見直しを行いながら地方検査部・事務所に展開し、厳正かつ公正な業務の実施、効果的、効率的な業務運営に取り組んでいるとともに、当該取組について、適時、内部監査部門が確認を行い、その結果を役職員に共有・展開している状況であることから、その運用面において有効に機能していると認められる。また、内部統制における各組織の役割と責任について役職員の理解を深めるためのセミナーを開催するなど、内部統制の浸透に有効な取組として評価できる。

今後においても、自動車機構の業務目標を明確に示し、これまでの取組が形骸化することがないように引き続き取り組むとともに、不適切事案はもとより業務実施の障害となるリスクの管理等をはじめとする内部統制に関する不断の見直しにより、更なる体制の充実・強化に繋がることを期待する。

V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数もほぼ100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

－ 以 上 －